

平成26年度

再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助金

(再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援対策事業)

公募要領

※なお、この公募は、平成26年度予算の成立等を前提に
募集の手続きを行うものです。

平成26年2月

経済産業省

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー一部

新エネルギー対策課

再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助金(再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援対策事業)に係る補助事業者の公募について

平成26年2月12日
経済産業省資源エネルギー庁
新エネルギー対策課

平成26年度再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援補助金(再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援対策事業)に係る補助事業者を公募します。

なお、この公募は、平成26年度予算の成立等を前提に募集の手続きを行うものです。

1. 通則

本事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及びその他の法令、補助金交付要綱の定めにより、実施されるものです。

2. 目的

今般の東日本大震災において被害を受けた地域の経済活動を再生させるため、被災地からは再生可能エネルギーを中核とした雇用創出に対する期待が寄せられています。

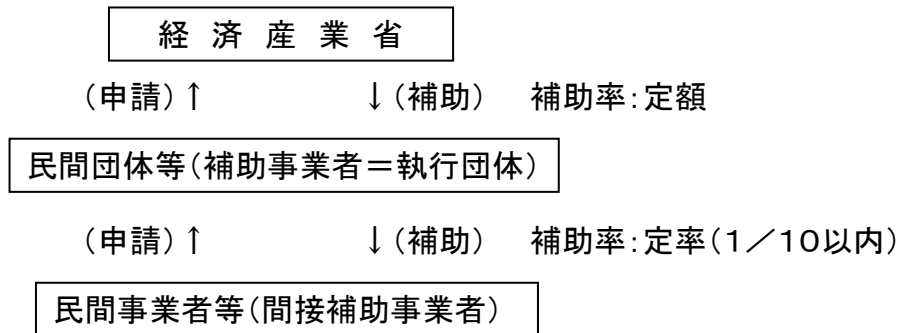
この補助金は、民間事業者等が岩手県、宮城県、福島県において行う太陽光発電設備等の導入事業(以下「間接補助事業」という。)に要する経費に対して、民間団体等(以下「補助事業者」という。)が当該経費の一部を助成する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費を補助することにより、当該地域の再生可能エネルギーを中核とした雇用創出と関連産業の活性化を図ることを目的とする。

3. 事業内容

再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援対策事業

岩手県、宮城県、福島県において、太陽光発電設備の導入を行う事業者(以下、「間接補助事業者」という。)に対して、補助金を交付する事業(以下「間接補助事業」という。)です。
(別紙参照)

4. 事業スキーム



5. 応募資格

次の(1)～(5)までの全ての条件を満たすことのできる民間団体等とします。

- (1) 当該補助事業の遂行に必要な能力、知識、経験を有していること。
- (2) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 国が当該補助事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 当該補助事業に係る普及促進を行い得る能力を有すること。
- (5) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

6. 応募に必要な書類

以下の資料又はこれに準ずるもの(様式自由)を下記提出先まで持参又は郵送にて提出してください。

- (1) 団体概要、直近の決算報告書等(経営基盤が判断できるもの)
- (2) 実施体制及び事業・技術に関する事業部等の組織に関する説明書
- (3) 当該事業に関連した実績
- (4) 補助事業の要件(補助対象設備、補助対象経費等)及びその審査に関する説明書
- (5) 間接補助事業者の募集方法、申請方法及び採択方法に関する説明書
- (6) 事業の効果の把握及び評価に関する説明書
- (7) 本事業を実施するに当たっての計画書及び財政計画書

* 応募書類は、A4サイズとし、4部提出するものとする。

* 応募書類や追加資料は、審査のみに使用します。なお、提出いただいた書類等は返却いたしませんのでご留意ください。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

7. 公募期間

平成26年2月12日(水)～平成26年3月10日(月)17:00(郵送の場合は必着)

* 補助事業者の決定については、平成26年3月中旬を予定。

8. 審査について

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査の観点

提案書の審査は、下記の観点で相対的に評価します。

- ・ 当庁の方針に合致した事業目的・事業内容となっているか。
- ・ 本補助事業を遂行するために必要な知見、実施体制及び管理体制を有しているか。
- ・ 補助事業の実施体制、実施スケジュール、予算額等は明確となっており、かつ効率的なものか。
- ・ 提案内容は、補助事業の要件を踏まえた具体性のあるものか。
- ・ 補助事業に係る経理等の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。
- ・ 本事業の広報、普及促進を図る能力があるか。

9. その他

下記事項についてあらかじめご了承ください。

- (1) 受理した申請書等は返却しないこと。
- (2) 採択については、後日、資源エネルギー庁ホームページ等で公表することとし、個別の問い合わせについては応じないこと。
- (3) 交付決定の際に、事業内容、積算等について協議する場合があること。

10. 提出書類の送付先及び問い合わせ先

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課

担当： 伊藤(いとう)、佐竹(さたけ)、村上(むらかみ)

電話： 03-3501-4031

FAX 03-3501-1365

補助事業要件

1. 補助事業

(1) 事業予定額 15億円

(内訳)

①再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援対策事業費 1,426百万円

② 業務管理費 74百万円

(注)事業予定額及び①、②の金額は、平成26年度予算の成立を前提とするもので、現時点での予定額です。

(2) 補助対象経費の区分

①再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援対策事業費
間接補助事業に要する経費

②業務管理費

労務費、説明会費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、物品・図書・消耗品費、調査費、事務所維持費、賃借料、印刷費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの(公租公課等)

※事務費の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税額の取扱いについては、応募団体毎に個別相談。

(3) 補助率

定額(間接補助事業に係る補助率については下記参照)

(4) 事業実施期間

交付決定日～平成27年3月31日(原則、単年度事業)

2. 間接補助事業(予定)

(1) 再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援対策事業費

① 補助対象

岩手県、宮城県、福島県において、太陽光発電設備及び付帯する設備(蓄電池、送電線であって再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る。)であって、種類毎の規模要件等を満たす設備を導入する事業

② 補助対象経費

再生可能エネルギー発電設備等の設備導入に係る経費

③ 補助金額

補助対象経費に補助率(1/10以内)を乗じた額。ただし、エネルギー等の種類によっては上限を設定することがあります。

④ 募集方法

公募により実施